

# 条例策定過程における自治体間での知識移転の実態

-篠山市自治基本条例に関する取組みを事例に-

Characteristics of knowledge transfer behaviors through inspection tours

-Case Study of Sasayama Basic Ordinance for Local Government -

窪田 和矢\* 橋本 禪\*\* 星野 敏\*\* 九鬼 康彰\*\*

Kazuya KUBOTA\* Sizuka HASHIMOTO\*\* Satoshi HOSHINO\*\* Yasuaki KUKI\*\*

(\*奈良県五條土木事務所 \*\*京都大学大学院農学研究科)

(\*Gojo Public Works Office, Nara Prefecture \*\*Graduate School of Agriculture, Kyoto University)

## I はじめに

### 1 研究の背景

近年、地方分権による地方自治体の役割の拡大や住民サービスの高度化・多様化、それに伴う行政組織における業務内容の煩雑化を背景に、行政分野における知識の連携による業務の効率化、職員の知識の向上に期待が高まりつつある。この様な中、行政分野において「ナレッジ・マネジメント」の活用に関心が高まっている<sup>注1)</sup>。

例えば、寺田(2008)<sup>2)</sup>は、国土交通省での業務経験から、省内でのナレッジ・マネジメントの取り組みとして、特に省内での研修に着目し、先輩職員から若手職員への知識移転の場として、実際になされた工夫やその成果、課題について報告した。また狩野(2007)<sup>3)</sup>は、自治体間での知識の移転のあり方について理論的な検討を行なうと共に、行政職員が自身の業務内容に適合する知識を得るには、自治体研修や勉強会等の他の行政職員との情報交換の場の設定が有効であると提案している。このように、自治体におけるナレッジ・マネジメントの既往研究は、研修などに着目したものが多し。しかし、自治体間での知識移転については、その必要性や有効性は述べられるものの、未だ十分な研究は行なわれていない。ただし、自治体間の知識移転に示唆を与える研究は存在する。伊藤(2006)<sup>4)</sup>は、景観条例の制定過程における自治体の情報収集・相互参照を対象に、条例制定済の自治体に対するアンケート調査を行ない、自治体間の情報の参照関係や、参照された情報の内容について明らかにした<sup>注2)</sup>。これによると、参照される情報は、①条例の条文、②条例の制定過程、③検討のきっかけ、④条例の執行状況、の順に多い。情報収集に利用された媒体としてはHPが最も多いが、重要度でみると相手方の行政担当者との直接の情報交換が最上位にくることを明らかにした。

### 2 研究の目的

本研究では、近年注目を浴び、制定件数が増加傾向にある自治基本条例を対象に、視察を通じた自治体間のナレッジ(知識)の移転について着目する。視察は、行政職員同士が、対面により情報交換・共有を行う場であり、ナレッジ(知識)の移転の一形態と考えることができる。伊藤の研究でも、相手方の行政担当者との直接の情報交換は、情報媒体として最も重要視されるものであり、その実態を把握する意義は大きい。

自治基本条例については、既に窪田ら(2009)<sup>5)</sup>が、篠山市自治基本条例を対象に、その制定過程における組織体制や情報の周知について詳細な調査・分析を行なっている。本研究では、その知見を踏まえ、視察時の質問内容の調査・分析により、自治体が必要としている知識、必要とする知識の自治体間での共通点や相異点、またその要因について明らかにする。以上の結果より、視察における自治体間での知識移転に関する提言を試みる。

## II 研究の枠組み

本研究は、次の2つの分析から構成される。第1は、篠山市の担当者に対するヒアリング調査による条例策定に係わる知識の分類整理である。第2は、篠山市を視察した自治体へのアンケート調査による知識移転の実態分析である。それぞれ分析の狙いと関係は次のようになる。

### 1 条例策定に係わる知識の分類整理

自治体間での知識移転の実態を明らかにするために、まず、条例策定に関する知識にはどのようなものがあるかを明らかにし、その知識の分類を行う必要がある。そこで、篠山市自治基本条例に関してHP上に公開された情報を精査し、条例の策定に必要な知識やノウハウを仮説として整理し、ヒアリングの際の質問項目とした。次

にそれを基に2007年から2008年にかけて詳細なヒアリング調査を数次にわたり実施した。ヒアリングの対象者は、条例策定に中心的な役割を果たした篠山市役所企画課課長補佐(当時)、サポートスタッフ1名(市職員)、策定委員会の市民委員4名の計6名である。分析においては、調査で得られた知識を次の4つの側面から整理した：①知識・ノウハウの分類、②条例制定での苦勞、その解決策及びそのノウハウ、③策定体制及び各主要機関の関連、④策定過程の時系列的な特徴。

## 2 視察時における知識移転の実態分析

次に、篠山市への視察自治体を対象とする調査により、どのような知識が視察により移転されたかを明らかにする。自治体が視察を行う際、費やせる時間は限られるため、視察においてはその時に必要とされている知識の収集が優先される。ここから、「視察を行った際の条例の制定段階によって、自治体が必要とする知識は異なる」という仮説を設定する。このため本研究では、視察自治体への調査にあたっては、前項に述べた知識の分類結果を踏まえて調査項目を作成し、アンケート調査を実施した。これと同時に、視察自治体を条例制定の段階に応じてグループ分けを行ない、各グループから1自治体を選定してより詳細なヒアリング調査を実施した。このような調査を行うことで、条例制定にあたり自治体が必要とする知識の内容および制定段階に応じて必要とする知識の相違などを明らかにする。

## III 条例策定に係わる知識の整理

本論の中心課題は視察時における知識移転の実態分析にある。そこで条例策定に係わる知識の分類については、その分類手順と結果を簡潔に提示するに留めたい。

### 1 条例策定に係わる知識の分類

II節1で述べた関係者へのヒアリング及び資料収集により、条例策定に係わる知識は次の4つに整理できることがわかった。第1は、条例に含まれる規定内容に係わる知識である。第2に、条例の策定に直接関与する主体(個人・組織)として市民代表者、行政職員(策定に基幹的に従事する所管課や公募職員等)、議会が上げられるが、これらの主体から構成される条例の策定体制に関する知識である。第3に、条例の策定に間接的に関わる一般市民やその他の行政職員に対する条例周知に関する知識である。第4に条例策定後については、行政の取組及びその効果に係わる知識である。

### 2 知識の分類とヒアリングの結果

以下に、知識の分類結果及び各知識の概要を示す(表1, 図1)。

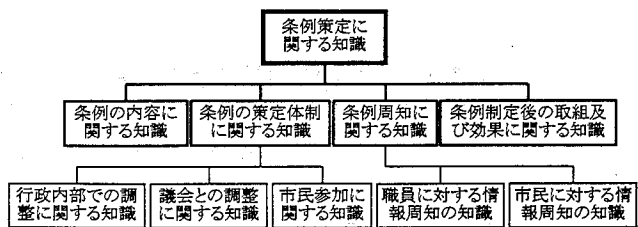


図1 条例策定に関する知識の分類  
Fig. 1 Classification of knowledge about ordinance formulation

表1 各項目に含まれる知識の概要

Table 1 Overview of knowledge identified

条例の内容	条例に含まれる規定内容について、他の法令との関係等の法的な知識の他に、条文の背後にある条例策定関係者や一般市民の考えや願いに関する知識を指す。篠山市自治基本条例では、次世代の担い手である子どもを大切にしようという思いから、「子どもがまちづくりに参画する権利」の条項が設けられた。
行政内部の調整	条例策定に直接関与する庁内組織同士の調整、具体的には、庁内の上位組織と所管課の意見の擦り合わせや所管課の果たす役割などについての知識を指す。篠山市においては、策定過程において、庁内職員で構成される会議・委員会のほぼ全てに事務局が参加することで、組織間での情報伝達を円滑にしていた。
議会との調整	庁内組織と議会との折衝、具体的には議会説明会や条例素案の議会上程などについての知識を指す。篠山市では、条例素案の議会上程前に、議会との折衝頻度を増やし、議会との調整を進めていた。
市民参加	条例策定に直接関与する市民委員の参画、具体的には、公募市民で構成される委員会での協議方法や市民委員の選定方法などについての知識を指す。篠山市では、できるだけ多くの市民代表者の意見を聞くために、各10名程度の小委員会を3つ設置し、制定の効率化を図っていた。他にも、一般市民に対するパブリックコメントについての知識が当項に含まれる。
条例周知	条例策定に直接関与しない一般市民及び行政職員に対する条例周知、具体的には、一般市民に対する説明会の開催、行政職員に対する広報誌の発行や研修会の開催などについての知識を指す。篠山市では、一般市民・行政職員ともに、時期を問わず情報提供の機会が設けられることで周知が徹底された。
取組効果及びの	条例を施行した後に、その実効性を高めるために必要な行政の取り組み及びその効果についての知識を指す。篠山市では、条例の見直し期間を、市長・議員の任期と合わせて4年に設定していた。

## IV 篠山市への視察の概要と調査の方法

### 1 自治基本条例に関する視察受入れ状況

篠山市自治基本条例は2006年10月に施行された。施行以前も含めた自治基本条例に関する視察の受入れ件数は、2009年12月時点で16件である。視察主体の内訳は、議会9件、自治体6件、協議会1件である。

### 2 調査対象事例の概要

本研究は行政組織間の知識の移転を対象とするため、議会及び協議会については調査の対象から除外した。ま

表2 調査対象とした視察自治体の概要  
Table 2 Profile of municipalities which visited Sasayama

視察自治体	視察日	視察自治体による条例策定期間 (左:始期,右:終期)	施行・未施行	篠山市以外に視察 を行った自治体の数
愛媛県愛南町	2005/10/05	2005/04~2007/12	施行	1
東京都小平市	2006/09/28	2006/06~2008/06	施行	2
京都府京丹後市	2006/10/19	2006/07~2007/12	施行	0
兵庫県西脇市	2007/10/29	条例策定に未着手	未施行	2
福岡県嘉麻市	2008/05/20	2007/08~2009/06	未施行	3

た、調査対象を基礎自治体で統一するため、広域自治体についても対象から除外した。その結果、調査対象とした5自治体の概要を表に示す(表1)。表1中の条例策定期間の始期については、条例策定にあたって庁内で体制やスケジュールを検討し始めた時期、終期については、条例を施行した時期を指す。

### 3 調査方法

#### (1) アンケート調査

これら5自治体を対象とするアンケート調査を2009年12月に実施した。調査対象とした全自治体から回答を得た。調査項目は、前章に示した知識の分類結果をもとに作成した(表2)。

#### (2) ヒアリング調査

視察自治体が必要とする知識に共通性や差異があったことがこのアンケート調査より明らかになった。その要因を明らかにするため、ヒアリングによるフォローアップ調査を実施した。ここでは、アンケート調査により得られた情報をもとに、後述するように視察自治体とその視察時期に応じて3つにグループ分けすると共に、各グループからアンケート調査への回答数が多かった自治体を1つ、合計3つの自治体(西脇市、小平市、嘉麻市)を選んだ。これら自治体を対象に、2010年1、2月に対面によるヒアリング調査を実施した。ただし、相手方の事情により小平市のみ紙面での質問、回答となった。

## V 視察時における知識移転の実態分析

### 1 実態分析の方法

先ず、次節のように視察段階により視察自治体を分類する。次に、視察の際になされた各質問事項における質問の数及びその内容の観点から分析を行なう。今回の調査では、表2に示す調査項目IVの②、④、⑤、⑥について、有効な回答が得られなかった。そのため、主に①に焦点をあてて分析を行う。分析では、各グループ間での質問内容の共通性や相異点の把握を行なう。なお、表3の下段に、各項目における質問数の合計及び本文中に記述されている質問数を示した。ここで、市民参加・その他については共通性・相異点共に見られなかったため、分析の対象から除外した。

表3 アンケート調査での質問項目

Table 3 Items used in the questionnaire survey

I	条例策定過程のどの段階で視察に訪れたか ①条例策定に取りかかる前、②条例策定の前半、③条例策定の中頃、④条例策定の後半
II	視察先として篠山市を選んだ理由
III	他に視察に行った自治体はどこか 視察の際のやりとりに関して、 1. 条例の内容に関する事項 2. 条例の策定体制 (1)行政内部での調整(行政職員への条例周知を含む) (2)議会との調整 (3)市民参加(市民参加委員会、公聴会、説明会、ワークショップ、広報誌発行等)
IV	3. 制定された条例の運用に関係する事項 4. 上記以外のその他 ①4点について、次の6項目を質問した(記述式)。 ②篠山市への質問の内容 ③質問の理由(なぜその知識を得たかったのか) ④得られた知識(質問に対する回答として得られた知識、それ以外に例えば、担当職員からの説明や印刷物等で得られた知識) ⑤情報の反映・未反映(その知識を実際に条例策定の判断や策定作業へ反映したかどうか) ⑥反映した場合、どのように反映したか ⑦反映・未反映の理由

※調査では「行政職員への条例周知」を「行政内部での調整」に、また「一般市民への条例周知」を「市民参加」に含めた。

### 2 視察段階による自治体の分類

分析を進めるにあたり、条例策定の段階が視察での質問の内容に与える影響を明らかにするために、調査を行なった5つの自治体を、視察を行なった段階により、①条例策定前に視察に訪れた自治体(Aグループ、西脇市)、②条例策定過程の初期段階に視察に訪れた自治体(Bグループ、愛南町、小平市、京丹後市)、③条例策定過程の中期段階に視察に訪れた自治体(Cグループ、嘉麻市)、に3つに分類した。

### 3 質問数から見た探査の傾向

A、B、Cそれぞれの自治体が必要としている情報、各グループ間での必要とする情報内容の違いを明らかにするため、それぞれの自治体が行った各項目(条例内容、条例の策定体制、条例制定後の取組及び効果、その他)における質問件数を表にまとめた(表3)。

#### (1) 条例策定前に視察に訪れた自治体(Aグループ)

Aグループの自治体(西脇市)が行なった質問は、条例の策定体制に関するもののみである。この質問は、条例策定への着手の判断や、着手した際の体制整備を目的としたものである。一方、条例内容や条例制定後に関する

表4 視察自治体が収集を試みた知識のカテゴリと質問の件数

Table 4 Categories and number of knowledge which visiting municipalities tried to obtain during inspection tours

	自治体	条例内容	条例の策定体制			条例周知	条例制定後の取組及び効果	その他	合計
			特に行政内調整	特に議会調整	特に市民参加				
Aグループ (策定前)	西脇市	0	4			1	0	0	5
			2	1	1				
Bグループ (策定初期)	愛南町	0	4			0	0	2	6
			0	0	1				
Bグループ (策定初期)	小平市	2	5			1	3	1	12
			2	1	2				
C (策定中期)	京丹後市	2	0			1	1	0	4
			0	0	0				
C (策定中期)	嘉麻市	5	3			2	6	4	20
			0	3	0				
本文記述の質問数		5	4	5	0	4	6	0	
合計		9	4	5	4	5	10	7	

※愛南町の「条例の策定体制」に関する質問数(4)について、この内の3つは包括的な質問であるため、どの項目にもカウントしていない。

る質問はない。これは、同市は策定未着手の段階であり、それらの知識が必要とされなかったためと推察される。

(2) 条例策定過程初期段階の自治体の傾向

Bの自治体については、3自治体中で小平市のみ、行政との調整に関する質問が多かった。これは、小平市はその時点で条例策定に既に着手していたが、庁内の策定体制が十分に固まっていなかったためと推察される。

(3) 条例策定中期段階の自治体の傾向

Cの自治体(嘉麻市)は、他グループと比較して条例の内容に関する質問を多く行なっていた(5件)。これは、本自治体が条例策定の中期に差し掛かり、ある程度協議が進められてきた中で論点となっている部分について、先進事例を参考にしたためと考えられる。次に、議会との調整に関する質問も3件で、他グループ(A-1件、B-1件)と比較して多く見られた。これは、条例素案の議会上程が近づき、議会との折衝に対する意識が強まっていたためと考えられる。また、条例制定後の取組及び効果に関する質問も7件と、他グループ(A-0件、B-4件)と比較して多く見られた。アンケートの回答からは、条例素案の完成さらには条例施行の時期が徐々に近づく中、施行後の運用に対する関心が高まっていたことが読み取れた。

4 質問内容から見た各自治体の情報探査の傾向

(1) 必要とする知識の共通性

- ①行政内部での調整 行政内部での調整については、条例策定に着手していないAグループや策定初期段階にあるBグループが、「事務局体制について」、「サポートスタッフ等庁内での協力体制」(西脇市)や「行政内部の体制について」(小平市)、「ささレンジャーの活動は」(小平市)など、より効率的・効果的に策定を進めるための体制や事務局のサポートに関する質問をおこなっていた。
- ②条例周知 条例周知に関しては、策定初期段階(Bグループ)及び中期段階(Cグループ)の自治体が、「条例

に公募市民以外の意見を取り入れるための方法」(小平市)、や「市民参加や市民への周知の仕方」(京丹後市)、「条例制定に係る市民の関与状況」(嘉麻市)、「条例策定にあたって市民への周知・啓発」(嘉麻市)など、一般市民の参画や条例周知の具体的な方法に関する質問を多く投げかけている。このことから、条例の実効性の向上には、市民への情報を提供し、理解を得るための知識が重要視されていたと考えられる。

③条例制定後の取組及び効果(条例制定後の意識変化) 条例制定後の取組及び効果についても、条例周知と同様に、策定初期段階(Bグループ)及び中期段階(Cグループ)の自治体が、「条例を制定してからの市民・行政職員の変化」(小平市)や「条例制定による市民・議会・職員の意識の改革」(嘉麻市)など、条例制定が市民・議会・職員の意識変化へ及ぼす影響が共通する関心となっている。つまり、条例の運用については、いかにして市民や職員の意識を向上させるかが重要な鍵になると認識されていたと考えられる。

(2) 視察段階による必要とする知識の違い

次に、視察自治体の必要とした知識の違いをより具体的に明らかにするために、視察時の質問を、知識の分類項目ごとに整理し、その具体性に差異が現れた項目について分析を行った。その結果は次の通りである(表4)。

①条例の内容 条例策定にまだ着手していなかった西脇市(Aグループ)は、視察時に条例の内容に関する質問をしていない。一方、策定初期段階にあるBグループでは、「篠山市の自治基本条例の特徴」(小平市)や「条文に入れる規定について重視したもの」(京丹後市)などの質問を行なっている。ただし、Bグループは策定着手後間もないため、条文や前文について深い議論には至っておらず、抽象的な質問に留まっている。他方、策定中期にあるCグループの自治体(嘉麻市)は、「オンブズパーソン設置の有無」や「評価委員会設置の有無」、「バラ

表5 視察段階による質問の具体性の違い

Table 5 Concreteness of questions asked in inspection tours

知識のカテゴリ		視察時期（視察自治体の条例制定前・初期・中期で整理）		
		A. 条例策定前	B. 条例策定期初	C. 条例策定中期
条例の内容		×	+	++
条例の策定体制	行政内部調整	-	-	-
	議会との調整	+	+	++
	市民参加	-	-	×
条例周知		-	-	-
条例制定後の取組及び効果 (条例制定後の行政内部での取組)		×	+	++

×：質問なし，+：質問ありで抽象的，++：質問ありで具体的，-：グループ間での具体性の違いなし

ンスシートの導入」等，より具体的な規定内容に関して質問している。嘉麻市の担当者に対するヒアリング調査では，同市は篠山市への視察を行なった時点で，公募市民を交えた委員会や庁内の組織などで活発な議論を重ねてきており，既に条例制定における論点が絞られていたことが把握された。

②議会との調整 議会との調整に関しては，策定着手前（A）及び初期段階（B）のグループが，「議会との具体的な調整内容」（西脇市），「議員との調整について」（小平市）等の質問をしている。質問をしているものの，これらグループでは，議員との調整はまだ先のことであり，その内容は抽象的な内容にとどまっている。一方，策定期間段階（Cグループ）にあった嘉麻市は，「条例策定過程での議員の参画状況」や「原案どおりに可決される方法」，「原案に対する議会の修正の有無」などのより具体的かつ詳細な質問を行なっている。これは，嘉麻市は，条例素案の議会上程が目前に迫り，議員との折衝を行う時期を迎えつつあったからである。ただし，嘉麻市へのヒアリング調査では，議会との関係や調整方法は自治体により異なるため，得られた回答は同市の策定に直接反映できるものではなく，参考程度の位置づけであるとの意見であった。

③条例制定後の取組及び効果（条例制定後の行政内部での取り組み） 条例策定着手前（Aグループ）にあった西脇市は，条例の運用に関する質問を一切していない。一方，策定期間段階（Bグループ）にあった小平市は，「条例制定後の行政内部の取り組み内容」，また中期段階（Cグループ）にあった嘉麻市は，「条例施行後に，盛り込むべき事項に気づいた場合の対応」や「市民からの苦情があった場合の対応方法」，「条例に基づく，市民参画や事業活動に対する予算措置」などの質問をしている。このように，条例の運用に関する質問でも，条例策定の進捗が，視察時の質問の内容やその具体性の違いに繋がったと考えられる。

### （3）必要とする知識の差異の理由

以上のように，視察自治体が条例策定のどの段階にあるかにより，視察時に必要とされた知識が異なる傾向が

見られた。後日実施したヒアリング調査により，その背後に次のような理由があったことが明らかになった。

条例策定着手前（Aグループ）にあった西脇市は，条例の内容や条例の運用に関する質問を行なっていない。その理由として，担当者が①これら事項についての問題意識や疑問が具体化しておらず，具体的な質問をするには時期尚早であったこと，また②視察を通じて相手方との関係構築をすることで，以降の個別具体的な質問への回答が得られると考えていたことがわかった。次に，策定期間段階（Bグループ）にあった小平市は，自治基本条例の導入経緯や狙い，またそれらをどのように職員や市民に浸透・共有したかという点に関心が向けられていた。そのため小平市の担当者は，検討が具体化していない条例の規定内容に関する質問よりも，策定体制や周知の方法に関する質問を優先した。最後に，策定期間段階（Cグループ）にあった嘉麻市は，条例策定の作業が具体化していたため，質問の内容が，視察時点で取組んでいた事項や，今後必要になることが想定される事項について焦点が当てられた。このように，概ね取組みの進捗が，視察時の質問の内容やその具体性の共通性や差異を生みだしていた。

## VI 結論

本研究では，篠山市自治基本条例の制定における，視察を通じた自治体間の知識の移転を対象に，条例制定に関する知識の分類を行ない，「条例の制定段階に応じて視察で必要とする知識は異なる」という仮説に基づき，視察自治体をグルーピングし，視察時に自治体が必要とする知識の内容や，その共通性や差異，さらにはその要因について調査・分析を行なった。分析の結果，分析の結果，異なるグループ間で必要とされる知識の差異やその理由が明らかになった。同一グループの中でも多少の傾向差が生じているが，これらも個別自治体の策定段階や関心から概ね説明でき，当初設定した仮説の妥当性が認められる結果となった。本研究の主な分析結果は以下の通りである。

### ① 条例制定に関する知識

条例制定に関する知識は、大きく①条例内容に関する知識、②条例の策定体制に関する知識、③条例周知に関する組織、④条例制定後の取組及び効果に関する知識、の4つに分類できる(図1)。このように条例制定に関する知識は多岐に亘るが、次に述べるように、視察では必ずしもその全ての移転が求められるわけではなかった。

### ② 知識移転をめぐる2つの傾向

第1に、視察時の質問では、条例に含まれる規定内容(①条例の内容に関する知識)や、行政内部や議会との調整方法(②条例の策定体制)、条例制定後の行政内部における取組(④条例制定後の取組及び効果に関する知識)など、自らの取組に直接反映しやすい事項については、条例策定の取組が進み、問題や課題が明確になった段階で質問される傾向にある。

第2に、その一方で、市民に対する条例周知(③条例周知に関する知識)や市民・議会・職員の意識変化(④条例制定後の取組及び効果に関する知識)など、比較的取組に反映しにくい、重要と認識される事項については、条例策定の段階と関係なく質問される傾向にあった。

### ③ 移転される側の意識水準への依存性

ただし、いずれの場合においても、策定自治体での取組が進んでいる方が、質問内容は具体的になる傾向がある。これは、視察時に必要とされる知識は、視察者側、すなわち知識を移転される側の、意識水準の違いにより大きく変わることを意味する。

### ④ 持続的関係の構築による知識の段階的移転

このように、条例制定に必要となる知識の移転は、一度に求められるわけではない。実際には、視察担当者が問題や課題と認識していない事項や、組織の違い等から直接的には役に立たないと認識した事項については、その時点での移転の必要性は低い。つまり、条例制定に関する知識移転は1つのパッケージとして行なわれるのではなく、移転される側の進捗や組織体制や文化に応じて必要な知識が探査、移転される。西脇市の担当者の回答のように、視察時に相手方の担当者との関係が構築できれば、取組に必要な知識を適時入手するというのが、視察自治体側にとっては効率的である。

### ⑤ 第三者機関による知識移転の支援

しかしながら、篠

山市のように先進的な取組の一つとして認識された場合、度重なる視察や問い合わせによる担当者の対応の負担は少なくない<sup>注3)</sup>。また、視察者側にも、時間や費用等の負担が少なからず存在する。よって、必要な知識を相手方から適時入手することには限界があるだろう。そこで、このような負担を軽減し、自治体間の知識移転を促進するためには、やはり条例制定に関する多様な知識を蓄積し、共有する仕組みが求められる。本研究の結果を踏まえると、ただ単に知識を網羅的に蓄積しただけではその有用性は低い。状況に応じて適宜得られるからこそ、その知識は有用なものとなる。したがって、知識を移転される側が、自らの取組に必要な情報を見つけ出せるよう、知識の蓄積と共にその体系化が必要となる。第三者機関がこのような作業を担うのであれば、自治体間の知識移転が大きく進む可能性がある。

### 【謝辞】

本研究の遂行にあたり、西脇市ふるさと創造部まちづくり課の高瀬崇氏、愛南町総務課の本田幸雄氏、小平市役所企画政策部自治基本条例担当の湯澤氏、京丹後市市民部市民協働課の荻野正樹氏、近江八幡市岡山公民館館長の中田全一氏、嘉麻市企画調整課課長の大里喜久雄氏に多大なるご協力を賜りました。厚く御礼申し上げます。

本研究は、文部科学省科学研究費(ナレッジマネジメント)を応用した農村計画手法の開発、代表:星野敏、課題番号:20380134)により実施された。

### 【注釈】

注1) ナレッジ・マネジメントとは、「個々の知識や知識資産を組織的に集結共有することで効率を高めたり価値を生み出すこと、そしてそのための仕組みづくりを行うこと」<sup>1)</sup>であり、元々は企業経営の手法として提唱された。

注2) 伊藤(2006)には、ナレッジ・マネジメントという言葉は一度も用いられない。しかしながら、自治体がHPや視察などを通じて他の事例を参照し、情報を得る行為は、ナレッジ・マネジメントの一形態であると考えられる。

注3) 篠山市では、視察用の資料を作成・配布し、さらには視察に訪れた自治体担当者に対して毎回パワーポイントを用いて説明をしていた。篠山市の担当職員は、勤務時間を割いて対応しており、1回の視察対応に要する時間はおよそ2時間にも及ぶ。

### 【引用・参考文献】

- 1) 小学館(2003):日本大百科全書、小学館
- 2) 寺田吉道(2008):行政機関におけるナレッジマネジメント、ESTRELA, No.166, pp.20-27
- 3) 狩野長江(2007):自治体間ナレッジマネジメント~知識の広域連携~, 宗像市人づくり・まちづくり研究所研究紀要第1集, 宗像市, pp.43-58
- 4) 伊藤修一郎(2006):自治体発の政策革新□景観条例から景観法へ□, 木鐸社, pp.172-193
- 5) 窪田和矢・星野敏・九鬼康彰・橋本輝(2009):条例策定過程における関係主体の役割と相互作用□篠山市自治基本条例を事例として□, 農村計画学会誌論文特集号, 28, pp.291□296

### Summary

In this study, we paid special attention to the role of inspection tours in knowledge transfer from one municipality to another. Using the city of Sasayama and its Basic Ordinance for Local Government as a case, we investigated 1) what kind of knowledge did inspectorates from other municipal governments try to obtain from Sasayama through tours, 2) commonalities and differences of knowledge looked for by inspectorates and 3) why such commonalities and differences arose. Questionnaire and interview survey were employed. Our analysis clarified that category and concreteness of questions raised by inspectorates in tours differs significantly depending on their awareness about and progresses of the draft up of ordinances because, under given time constraints, inspectorates tended to collect knowledge and information with priority which would be useful for their practices.

(2010年5月14日 受付)  
(2010年10月3日 受理)